

平成 26 年 10 月 31 日

各 位

株式会社 みなと銀行
兵庫県医療信用組合

株式会社 みなと銀行と兵庫県医療信用組合との業務連携について

株式会社 みなと銀行(頭取 尾野 俊二)と 兵庫県医療信用組合(理事長 竹政 順三郎)は、『教育資金贈与専用口座』の開設に関する連携を開始しますのでお知らせいたします。

今回の連携は、みなと銀行の商品ラインナップを活用して、兵庫県医療信用組合の組合員のニーズにお応えする取組みとして実施するものです。

みなと銀行と兵庫県医療信用組合は、今後も双方取引先(組合員)のニーズを補完すべく取組み、地域経済の発展に貢献して参ります。

記

1. 連携の概要	兵庫県医療信用組合の本支店において、みなと銀行の『<みなと>教育資金贈与専用口座』※に関する案内チラシを設置 ※当該商品に関するお客さまへの説明については、みなと銀行が行います
2. 開始時期	平成 26 年 11 月 4 日 (火)
3. 対象店舗 (チラシの設置場所)	兵庫県医療信用組合本店、尼崎、姫路、西宮の各店 (詳細は、別紙の通り)

以 上

本資料に関するお問い合わせ先

みなと銀行 企画部広報室 藤井 078-333-3247

兵庫県医療信用組合 経営企画部 村上 078-241-5201

お孫さま等への教育資金の一括贈与に

〈みなと〉教育資金贈与専用口座

〈みなと〉教育資金贈与専用口座とは？

『教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置』※(平成 25 年度税制改正)に対応する預金商品です。

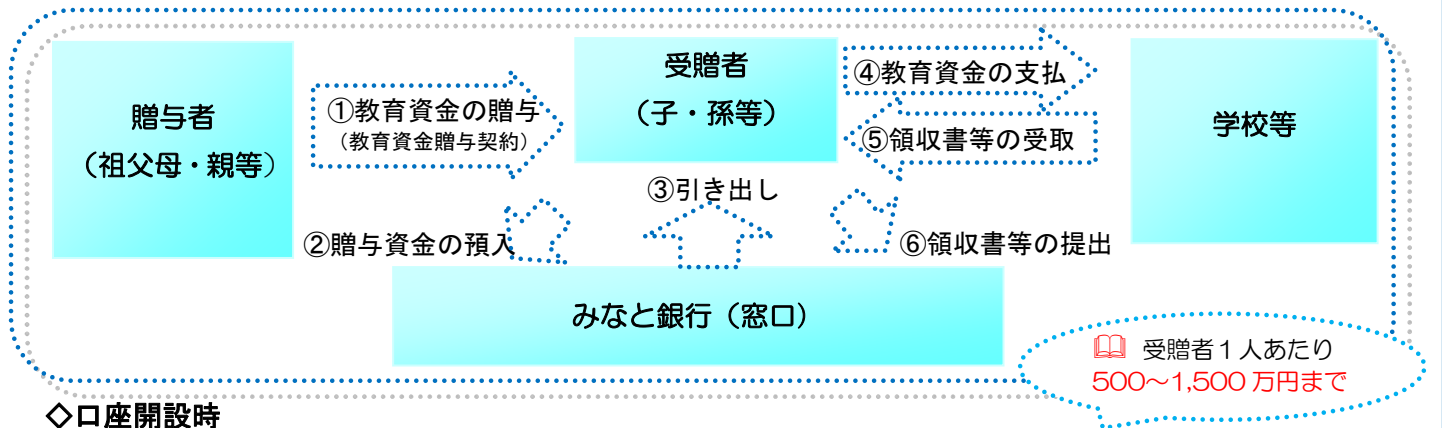
※教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置

直系尊属（祖父母等）から 30 歳未満の子、孫等へ教育資金を一括で贈与する場合等に、受贈者（子、孫等）一人あたり最大 1,500 万円まで（学校以外の塾、予備校等への支払いは 500 万円まで）非課税で贈与できる制度です。

〈みなと〉教育資金贈与専用口座ご利用のポイント

- ポイント1 平成 27 年 12 月 30 日までの贈与が対象です
上記までに贈与者（祖父母等）と受贈者（子、孫等）の間で贈与契約を締結していただき、贈与資金を本口座（受贈者名義）に贈与契約後 2 か月以内に預入いただきます。
非課税となるのは、上記手続き後、本口座から払出され学校等へ支払われた教育資金です。
口座開設前かつ預入前に支払われた教育資金は対象外ですのでご注意ください。
- ポイント2 預入金額は 500 万円～1,500 万円です
預入累計額が限度額 1,500 万円の範囲であれば、**追加で贈与契約の締結、預入が可能**です。
(例) 祖父 A さんより孫 B さんへ 1,000 万円贈与、本口座へ預入
後日、祖母 C さんより孫 B さんへ 500 万円贈与、本口座へ追加預入
- ポイント3 本口座の開設はお一人さま 1 口座限りです
当行でご開設中は、他の金融機関で同措置対応の口座開設はできません。
- ポイント4 受贈者が非課税の措置を受けるためには領収書の提出が必要です
非課税措置を受けるには教育資金として支払われた領収書（原本）を**本口座ご契約店**窓口へ提出いただく必要があります。一年分の領収書をまとめて、翌年 1 月 10 日から 3 月 15 日の間にご提出ください。
領収書がない払出金額は課税対象となりますのでご注意ください。
- ポイント5 払出は全店窓口で可能です（キャッシュカードは発行いたしません）
なお、**払出時に領収書をご提出いただく必要はございません。**
- ポイント6 口座にかかる手数料は無料です
口座開設、管理、解約とも手数料は無料です。

〈みなと〉教育資金贈与専用口座のご利用の流れ



◇口座開設時

- ①教育資金の贈与 … 贈与者と受贈者の間での教育資金贈与契約を締結、贈与を行います。
- ②贈与資金の預入 … 当行窓口で受贈者名義の口座を開設、①締結後 2 ヶ月以内に贈与資金を入金。

◇ご利用時

- ③引き出し … 当行全店の窓口で出金できます。
- ④教育資金の支払 … 学校等へ教育資金を支払。
- ⑤領収書等の受取 … 学校等から④の領収書を受取。
- ⑥領収書等の提出 … 1~12月分の領収書(原本)を翌年1月10日~3月15日の間に当行窓口へ提出。

📖 ATMはご利用できません

📖 学校等以外(塾等)への支払は 500万円まで(1,500万円の範囲内) 非課税です

📖 領収書を提出された金額が非課税となります(提出のない場合は非課税となりません)

◇追加預入時

預入累計金額が預入限度額の 1,500 万円以内である場合は、再度上記①②の手続きにより預入が可能です。

◇口座解約時

以下の①~③のうちいずれかの場合に口座が解約されます。

- ①受贈者(預金者)が 30 歳に達した場合
- ②受贈者(預金者)がお亡くなりになられた場合
- ③預金残高が 0 円かつ受贈者(預金者)と当行で合意があった場合

📖 口座解約時の預金残高と、領収書未提出の出金額が 贈与税の課税対象となります

口座開設時にご用意いただくもの

直系尊属確認資料(戸籍謄本等原本)	贈与者・受贈者のつながりがわかるもの
ご本人さま確認資料	贈与者・受贈者・法定代理人(受贈者が未成年の場合)
銀行お届け印	受贈者・法定代理人(受贈者が未成年の場合)
委任状(法定代理人が当行で取引がない場合は、印鑑証明書と実印も必要)	法定代理人が親権を持つ両親で、一方が来店できないが意思確認ができる場合のみ
その他	当行が必要とする書類等

その他

- 本非課税措置と暦年贈与(贈与税の基礎控除額:受贈者1人あたり110万円)は併用できます。
- 各詳細は右記でご確認ください

商品内容	⇒	商品概要説明書
本非課税措置	⇒	国税庁ホームページ
非課税となる教育資金	⇒	文部科学省ホームページ
法律、税法等	⇒	税務署等

- お問い合わせは窓口または みなとインフォメーションダイヤルへ

0120-08-3710

ダイヤルの後に、サービス番号 **2** **#** をお選びください。

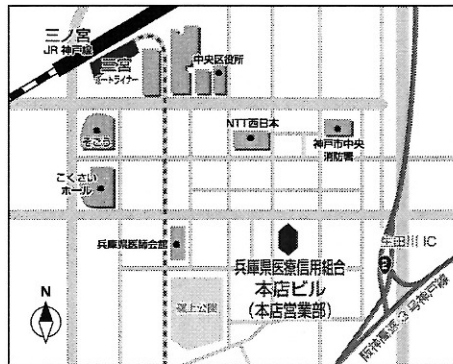
<http://www.minatobk.co.jp>

[受付時間/平日 9:00~17:00] (通話料無料)

(平成25年8月20日現在)



医療・医薬に関わるみなさまとともに
歩む専門金融機関です



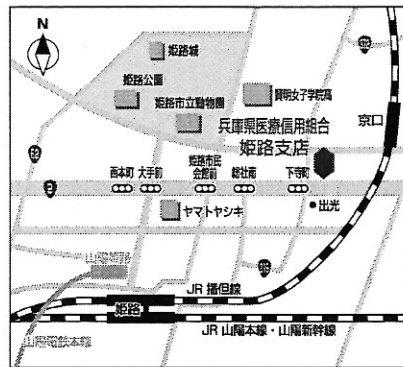
本 店

神戸市中央区磯上通3丁目2番17号(〒651-0086)
TEL(078)241-5201 FAX(078)241-5210



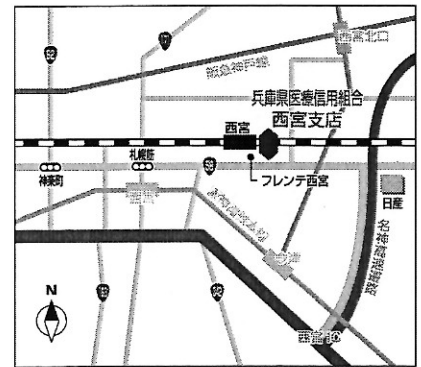
尼 崎 支 店

尼崎市南塚口町4丁目4番8号(〒661-0012)
ハーティ21 内
TEL(06)6426-6288 FAX(06)6428-2777



姫 路 支 店

姫路市下寺町43(〒670-0932)
姫路商工会議所 新館内
TEL(079)282-0177 FAX(079)285-0393



西 宮 支 店

西宮市池田町13番2号(〒662-0911)
西宮医療会館 内
TEL(0798)36-1010 FAX(0798)33-1484